

## 曾於市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱

平成19年3月30日

訓令第6号

### (目的)

第1条 この訓令は、曾於市情報公開条例（平成17年曾於市条例第11号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、市政に関する情報について、正確で分かりやすい情報を積極的に市民に公表し、又は提供することに関し必要な事項を定めることにより、市民との相互信頼に基づく市政の推進に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける市政に関する情報を積極的に公表及び提供することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、市の政策決定プロセスへの市民参加を推進し、市民との協働による市政の実現を図るものとする。

### (定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報の公表 実施機関が保有する市政に関する情報のうち、次条第1項の規定により公表する義務を課された情報を、市民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 実施機関が保有する市政に関する情報を任意に市民の利用に供することをいう。
- (3) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。

### (情報の公表)

第4条 実施機関は、次に掲げる事項に関する市政に関する情報(市政に関する政策提起型・政策選択型の情報)のうち、条例第7条各号に規定する不開示情報を除き、これを市民に公表しなければならない。

- (1) 市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等のうち別表第1に掲げるもの
- (2) 前号の計画のうち、市長が別に定めるものに係る策定過程、中間段階の案、進捗状況
- (3) 広く市民の生活に影響を与える規制に関する条例、規則その他の制度の制定又は改廃に関する情報
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び附属機関に準ずるもの（以下「審議会等」という。）の報告書及び会議録並びに当該審議会等への提出資料(非公開で開催された審議会等の報告書及び会議録並びに当該審議会等への提出資料を除く。)
- (5) 財務に関する情報のうち別表第2に掲げるもの

2 前項各号に係る情報の公表は、情報公開室及び担当課において閲覧に供するとともに、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載

#### (情報の提供)

第5条 実施機関は、前条第1項各号に定める情報以外の市政に関する情報（市民生活に関する広報・ピアール型の情報）で次に掲げるものについても、積極的な情報の提供に努めるものとする。

- (1) 提供されれば、市民生活に役立つもの
- (2) 広く市政をピアールすべきもの

2 情報の提供については、次の各号に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 広報紙、広報誌への掲載
- (2) 記者会見での提供
- (3) 情報公開室及び担当課における閲覧
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 市政説明会や懇談会等の適時開催
- (6) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (7) その他市長が適当と認めるもの

#### (市の窓口における閲覧)

第6条 市長は、情報公開室及び担当課の双方で閲覧に供することが困難と認めるときは、いずれかの窓口で閲覧に供することができる。

2 市の窓口における閲覧期間は、原則として情報の公表又は情報の提供を開始したときから1年とする。

#### (市民への周知)

第7条 実施機関は、市民に情報の公表又は情報の提供を行う場合には、情報公表・提供報告書（様式第1号）に当該情報に係る資料を添えて、総務課長へ提出するものとする。

2 総務課長は、実施機関から提出された情報公表・提供報告書に基づき、情報公表・提供一覧表（様式第2号）を作成し、情報公開室及び担当課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

3 情報公表・提供一覧表は、この訓令の施行の日から3月以内に作成し、以後、3月ごとに更新するものとする。

#### (運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、情報の公表及び情報の提供の運用状況について取りまとめ、

これを公表するものとする。

**(他の制度との調整)**

第9条 情報の公表について、法令、条例若しくは規則又はこの訓令以外の訓令等（以下「法令等」という。）に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

**(情報提供の施策)**

第10条 市民の市政に関する「知る権利」を保障し、行政の説明責任を様々な機会を通じて行えるような行政情報提供システムを確立するため、次のような施策を推進する。

- (1) 職員の意識向上と人材の育成
- (2) 情報提供を推進する総合的な体制の整備
- (3) 個人情報保護制度の確立

**(費用)**

第11条 情報提供による資料のコピー、情報提供を推進する総合的な体制の整備としてのコピーサービスを行うに当たり、写しに要する費用は、曾於市情報公開条例施行規則（平成19年曾於市規則第4号）第15条に定める額とする。

**(その他)**

第12条 この訓令の実施に関し必要事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号に規定する事項に関する情報のうち、この訓令の施行の際現に作成されているものについては、この訓令の規定を適用する。
- 4 第7条第2項の規定にかかわらず、情報公表・提供一覧表は、当分の間情報公開室においてのみ閲覧に供する。

**附 則（平成21年3月27日訓令第6号）**

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

市の長期計画その他の市の重要な基本計画，指針等

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 総務課   | 曾於市例規集             |
|       | 曾於市地域防災計画          |
|       | 曾於市国民保護計画          |
|       | 曾於市交通安全計画          |
|       | 曾於市行政改革大綱          |
| 企画課   | 曾於市総合振興計画          |
|       | 曾於市過疎地域自立促進計画      |
|       | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画  |
|       | 曾於市男女共同参画プラン       |
| 財政課   | 曾於市財政計画            |
| 保健福祉課 | 曾於市地域福祉計画          |
|       | 曾於市障害者基本計画         |
|       | 曾於市障害福祉計画          |
|       | 次世代育成支援行動計画        |
|       | 曾於市健康増進計画          |
|       | 曾於市老人福祉計画・介護保険事業計画 |
| 経済課   | 曾於市園芸産地活性化プラン      |
| 耕地課   | 農村振興基本計画           |
|       | 農村環境計画             |
|       | 田園環境整備マスタープラン      |
| 建設課   | 住宅マスタープラン          |
|       | 曾於市地域住宅計画          |
|       | 都市計画マスタープラン        |

備考 表に定められた計画等が改定される場合及び名称が変更になる場合にもこの表の対象とする。

別表第 2（第 4 条関係）

財務に関する情報

予算編成方針

予算書

予算に関する説明書

予算説明資料

決算書

決算事項別明細書

財政状況